

「おくやみコーナー」を 7 区役所に開設します

川崎市では、区役所サービス向上の取組として、亡くなられた方に関する区役所での手続を行う御遺族の負担を軽減できるよう、7 区役所に予約制の相談窓口「おくやみコーナー」を 10 月 15 日に開設します。

「おくやみコーナー」では、①亡くなられた方に関する手続の確認、②手続に必要な持ち物の事前案内、③御遺族の来庁時の申請書の作成支援等をまとめて行うことで、御遺族が迷うことなく、スムーズに区役所で手続できるように取り組んでまいります。

1 開設日

令和 6 年 10 月 15 日（火）

（10 月 1 日（火）からコールセンターで予約受付を開始します。）

2 開設場所

各区役所に専用ブースを設置（各区 1 か所）

3 利用方法

(1)利用できる方

各区に住民登録があった方の御遺族等

(2)利用方法

① 御遺族が「おくやみコーナー」の利用を予約

来庁希望日の 4 営業日前の 15 時までに御遺族がコールセンターに電話し、亡くなられた方の住民登録があった区の「おくやみコーナー」の利用を予約します。



② 「おくやみコーナー」から手続に必要な持ち物の連絡

予約日の前日までに「おくやみコーナー」から御遺族に来庁時に必要な持ち物を電話で連絡します。



③ 御遺族が来庁し「おくやみコーナー」を利用

・御遺族がスムーズに手続できるよう、「おくやみコーナー」で亡くなられた方に関する手続の案内、申請書の記入・作成支援などを行います。

・御遺族は、記入・作成済みの申請書を持って、区役所の各担当窓口で手続を行います。

※一部の手続については、申請書の受け取りや各証書の返還等も「おくやみコーナー」で行います。

(3)利用できる時間

予約専用コールセンター受付時間	おくやみコーナー利用時間
9時～16時45分 (土日、祝休日、年末年始は除く) 電話 044-200-1500 ※10月1日(火)9時から予約受付を開始します。	9時～12時、13時～16時 (土日、祝休日、年末年始は除く)

4 「おくやみコーナー」で取り扱う主な手続

区民課関係手続	世帯主変更届、マイナンバーカードの返納など
保険年金課関係手続	葬祭費の支給申請、介護保険被保険者証の返還など
高齢・障害課関係手続	自立支援医療受給者証の返還など

※公的年金の手続や不動産相続登記の申請など、区役所以外で取り扱う手続については、手続取り扱い窓口や相談窓口の御案内をします。

5 その他

各区役所の専用ブースの設置場所などの詳細内容については、改めて情報提供いたします。

【問合せ先】
川崎市市民文化局
コミュニティ推進部区政推進課 和田
電話 044-200-2258